

## 令和6年(2024年)第7回ニセコ町議会臨時会

令和6年(2024年)10月4日(金曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(訴えの提起)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 請負契約の締結について  
(新ニセコ消防庁舎建設工事(建築主体・電気設備・機械設備))
- 8 議案第 2号 ニセコ町道路線の認定について(東山三号通)
- 9 議案第 3号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

### ○出席議員(9名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹  | 2番 大野 幹 哉  |
| 3番 高木 直 良  | 4番 榊 原 龍 弥 |
| 5番 前原 孝 植  | 6番 小松 弘 幸  |
| 7番 斉藤 うめ子  | 8番 木下 裕 三  |
| 10番 青羽 雄 士 |            |

### ○欠席議員(1名)

- 9番 篠原 正 男

### ○出席説明員

- |          |        |
|----------|--------|
| 町 長      | 片山 健 也 |
| 副 町 長    | 山本 契 太 |
| 総務課 長    | 福村 一 広 |
| 総務課 参事   | 森 玲 子  |
| 消防庁舎整備室長 | 黒瀧 敏 雄 |
| 企画環境課 長  | 桜井 幸 則 |

町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
商工観光課長	馬淵由香
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
総務係長	佐々木一茂
総務課財産管理係長	佐々木潤
教育長	片岡辰三
総合教育課長	淵野伸隆
総合教育課参事	阿部信幸
こども未来係長	谷井彩乃
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	高瀬達矢
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） 本日、篠原議員より体調不良のため欠席の旨の連絡がございましたので、報告させていただきます。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において3番、高木直良君、4番、榊原龍弥君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財産管理係長、佐々木潤君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、こども未来係長、谷井彩乃君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件から、日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日よろしく願いいたします。

まず、議案の2ページになります。

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、9月26日付で専決処分をいたしましたので、同日付の専決処分書になります。

次にファイルナンバー999-1、1枚目の図面を御覧いただきたいと思っております。当該事案ですが、令和5年5月の臨時議会にて訴訟を行う旨、そしてその費用を御承認をいただいた案件でございます。改めまして御説明を申し上げます。

町の水道水源保全の観点から、町では平成25年1月に適正な手続により、字羊蹄78番1の山林16万2,987平米の土地を取得をいたしました。図面の右上の赤枠でございます。次のページがこの赤枠の拡大図になります。まず、この土地がございますということで御確認をいただきたいと思っております。

次に議案の4ページに戻っていただきまして、訴えの提起についてということで書いてございます。これを御覧ください。先ほど御確認をいただいた土地について、現所有者であるニセコ町から遡ること4代前の所有者、被控訴人、こちらに記載のある山梨の会社でございますが、土地の所有権を主張しニセコ町を訴えておりました。訴えの主な趣旨は、当時当社が所有していた、先ほど御確認いただいた土地について、第3者が書類を偽装して民間会社に売却したというので、法律上売却が無効であり、真正な登記、名義の回復を求める所有権移転登記訴訟を本町に対して提起したというものでございます。

次のページ、5ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料というところでございますが、中ほどに経過とございますが、札幌地方裁判所岩内支所において訴状提出から始まり、全8回の口頭弁論を行い、本町としては様々な証拠から、そもそも原告に代表権がないゆえに主張は不適法であるという旨、また善意の第三者であるニセコ町の権利、所有権は保護されるべきという主張をさせていただいたところでございます。

これら議論を経て、先月9月12日に第1審判決が出ました。ここに記載のある判決の主文でございますが、1、被告（ニセコ町）は原告（訴えている会社）に対し、別紙物件目録記載の土地について、先ほど図面で確認いただいた土地です、こちらについて真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。それから2、訴訟費用は被告（ニセコ町）の負担とする。このような内容でございます。ニセコ町が敗訴するという判決を受けました。

また、4ページにお戻りいただきまして、この判決に対し本町としては、2の控訴の趣旨のとおり控訴をいたしました。読み上げます。「第1審事件名 札幌地方裁判所岩内支部、令和5年(ワ)第6号 所有権移転登記手続請求事件の第1審判決において認定された事実は、ニセコ町の主張が全く受け入れられておらず、これまでの判決と比べても適正な判断とは言えず、ニセコ町として承服できないことから控訴するものである」としております。なお、3のとおり、次の所管裁判所は札幌高等裁判所でございます。また、4のとおり、本件の訴訟は弁護士に委任をいたします。控訴を提起する期間が10月3日までと定められたため、9月26日に既に控訴を提起済みでございます。このため、本件は専決の承認として本議会で上程させていただくということになっております。また、訴訟にかかる費用はこの後、議案第3号の補正予算の際に御審議をいただきたいと存じます。

承認第1号については以上でございます。

続きまして、承認第2号、こちらも本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に町長が議会にかかわって議決、事件の処分をする専決処分ということの御承認をいただくというものでございます。

日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。こちらについては9月19日付の専決の内容でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページが9月19日付の専決処分書でございます。これが補正予算書ということでございますが、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ73億1,681万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月19日、ニセコ町長 片山健也。

次のページの第1表から7ページまで、記載のとおりでございます。

次8ページ、歳入でございます。今回補正する歳入の財源は、全て前年度繰越金を充当いたします。261万9,000円となります。

次に9ページ、歳出でございます。3款2項1目児童措置費、10節印刷製本費3万2,000円の補正です。親が本町とは別の市町村に住所があり、子どものみが就学により転入し、本町で単身世帯となった場合、ニセコ高校寮が主なところですが、これまでこの子については本町独自の医療費の助成は受けられませんでした。ニセコ町民でありますを受けられませんでした。本町では子どもの医療費助成を早くから他の自治体に先駆けて実施をしておりましたが、最近では多くの自治体でも助成を始めております。このため、本町に転入することで転入前市町村で受けていた独自の医療費助成が受けられず、同時に転入先であるニセコ町でも独自助成の該当とならないというケースが出始めるようになってまいりました。就学により親元を離れるなどニセコ町で単身世帯となる子どもも、本町の医

療費助成の該当となる条例改正を今年6月の臨時議会で可決をいただいているところでございます。今回の補正はニセコ高校寮生も受給対象となることから、受給者証交付件数が増加し印刷製本費を補正するというものでございます。

続きまして10ページ、7款1項2目観光費、13節自動車借上料183万7,000円。交通不足対策、それから暮らしやすさの向上のため、タイムズモビリティ株式会社と連携をし、昨年度は7月から10月までの間で実施をいたしまして、今年度は4月から実施しておりますカーシェア実証事業でございますが、昨年度は冬季の実証ができませんでした。このたび、タイムズ社との調整ができたことから、事業期間を延長し通年で実施をするため、冬期実施分に係る費用の補正をいたします。延長分の実施期間は2024年10月15日から25年3月31日まででございます。延長実施の実施台数は駅に1台、町民センター1台の計2台でございます。財源として、こちらは宿泊税を今後充当させていただくべく予定をしております。その下、18節シェアリングサービス普及促進支援事業補助45万5,000円。ただいま御説明をしましたカーシェア実証事業の通年実施、冬期実施に合わせ、町民利用の裾野を広げるため、また、観光スポットが点在するエリア観光の特性とマッチした観光利用促進を図るため、綺羅カード会や観光協会と連携してキャンペーンを実施いたします。こちら財源としては宿泊税を充当させていただくべく予定をしているところでございます。

続きまして11ページ、10款5項1目幼児センター費、10節修繕料29万5,000円。幼児センター増設棟の現ひつじ組教室の窓が破損しており、その修繕のための費用を補正するというものでございます。

これら、専決補正に伴い一般会計に変更が生じております。補正予算の資料No.1に変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳などを記載してございますので、御審議の参考としていただければと存じます。

これで承認第2号に関する提案理由の説明を終了いたします。

続きまして、承認第3号になります。横長の議案の12ページでございます。日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）について説明をいたします。こちらについては9月30日付の補正専決でございます。10月15日告示、27日投開票の衆議院議員総選挙に係る経費の補正ということでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、先ほど申し上げました9月30日付の専決処分書ということになります。

次のページ、予算書でございます。令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億27,93万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月30日、ニセコ町長 片山健也。

15 ページの第1表から18 ページについては記載のとおりでございます。

19 ページ、歳入でございますが、今回の選挙費用は16 款道支出金、3 項1 目4 節衆議院議員総選挙執行事務委託金1,112 万4,000 円の歳入補正を行い、経費を全て当該委託金で賄います。

続きまして20 ページ、2 款4 項4 目衆議院議員選挙費、1 節の選挙管理委員報酬88 万7,000 円。まず8 万7,000 円は、選挙管理委員会の委員長及び委員による4 回分の委員会報酬でございます。その下、非常勤職員報酬100 万7,000 円は選挙期日投票管理者、職務代理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前職務管理者、期日前投票立会人、最後に不在者投票管理者、これらの報酬ということになります。その下、会計年度任用職員報酬19 万5,000 円は、パートタイムの職員を1 名、25 日間雇うという報酬でございます。その下、時間外手当300 万円及び管理職特別勤務手当19 万5,000 円は選挙事務を行う一般職員の時間外勤務手当ということになります。延べ97 人分、延べ864 時間分の手当ということになります。その下、消耗品費39 万2,000 円の内訳は、選挙事務関連書籍、ポスター掲示板31 枚、その他消耗品ということで予算をしております。その下、食糧費28 万7,000 円の内訳は、選挙当日の開票用茶菓子、それから投票所及び開票所の弁当、期日前投票所の事務従事者、立会人の弁当ということで予算しております。その下、印刷製本費9 万9,000 円は投票所入場整理券、それから投票者氏名掲示用用紙の印刷ということでございます。その下、修繕費2 万2,000 円はポスター掲示の修繕費、通信運搬費47 万7,000 円は入場整理券、不在者投票等の郵送料でございます。その下、手数料2 万4,000 円は選挙啓発チラシの折り込み、投票用紙計数機点検手数料ということでございます。その下、ごみ処理手数料については2,000 円の計上。それから21 ページ、12 節の選挙入場券印刷業務委託料は11 万3,000 円の計上でございます。その下、選挙ポスター掲示場工事65 万円、これはポスター掲示板の設置及び撤去の費用でございます。その下、事務用品費が一番大きいのですが456 万5,000 円。こちらにつきましては、最高裁判所裁判官国民審査投票読み取り集計機兼投票用紙読み取り分類機が385 万円。投票用紙計数機が71 万5,000 円、合わせて456 万5,000 円の予算でございます。

次、続きまして22 ページからは給与費明細書でございますが、職員の時間外手当を予算計上しましたことで明細を変更しておりますので、22 ページから24 ページにかけましてはその旨を記載してございます。

最後に、補正予算資料のNo.2 に今回の補正に伴う全会計の総括などをまとめてございますので、御審議の参考としていただきたいと思います。

承認第3号の説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほど控訴するということに至ったわけですが、私たち説明を過去に受



てるんですよ。恐らく控訴のニセコ町の主張っていうところがポイントだと思うんですけど、具体的に弁護士さんって何をおっしゃってるのかなと思うんですけども。要はその初めの会社と2番目の会社で第三者が詐欺に入ったときに、ニセコパインヴィレッジと詐欺を行った人との関係を立証しなければ駄目なんじゃないのって普通思うんですけど、その辺って弁護士さんは何かおっしゃられてるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 榊原議員の御質問にお答えします。確かに善意の第三者は確かに動産の場合はすぐに認められるという経過があるというのは聞いております。ただ、不動産の場合は必ずしも認められないかという、認められないケースも多いのですが、認められるケースもあるということで、今回のケースは向こうの詐欺行為があったから元の所有者に戻せという判決なんですけども、その間に数社売買をしているという経過もありますので、その辺も含めてきちっと説明をしていきたいというふうに思います。逆に言うとニセコ町側は逆に向こうの当事者間の話というよりも大分後になっている、時間的にもかなり後になっているということもあり、時間軸の問題もありますので、その辺の整理をしっかりとしながらきちっと控訴審に臨んでいきたいと考えております。勝つつもりで控訴しております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 先ほど説明のあった参考資料の中で事件の概要っていうのはあるんですけども、ちょっと理解できないところがあって伺いたいんですけども、この文章のニセコ町被告が取得する以前っていうところから3行目の「第三者が関係書類を偽造し売却したので法律上無効である」ってありますよね。それで第三者というのは、このもともとの持ち主だった株式会社ニセコパインヴィレッジは売却した覚えがないということになるんですか。そして、勝手に書類を偽造して売却していたってということになるんですか。ちょっと理解できないところがあって質問したんですけど。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 斉藤議員の言ってることが正しいというか、第三者はあくまでも次の会社、それはパインヴィレッジさんと次のアンブロさんという会社があるんですけども、そちらのアンブロさんが所有したときに詐欺行為によって所有権を移動されたという主張が今回の判決で認められたってところで、もともとの所有権に戻さないよってというのが今回の判決なんですけども、要するに内部紛争なんです、会社内部での。ですので、そこはそういうような形で認められてしまった。ただ、そのアンブロさんの社長というのはいなくなっておられて、その人の主張は証言としてとれていないので、一方的なパインヴィレッジさんの主張のみが認められたというふうに認識しております。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 説明して下さったんですけども、結局内部のもめごとというか、内部の人が勝手に偽造してそして売っちゃったってことになって、三者が経由して最終的にニセコ町のものになったけれども、裁判所は偽造したってことを認めたっていうか、だからニセコ町が訴え

られたというふうになるわけですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 実際に詐欺かどうかという認定は、互いの当事者が生きておられればそのときの議論でできたんでしょうけど、最終的にはパインヴィレッジさんの主張が認められたということだと思いますので、詐欺を認定したってということよりも状況証拠からして移転登記は違法だったって認定だと思います。ですから、詐欺行為だったかどうかの認定まではしてないんだと思っております。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ちょっとよくわかんないな、もう一つお聞きしますけども、書類を偽造したっていうんですけど、その偽造する前の文書っていうのはあるわけですね。それがあから偽造ということが出てきて、裁判所はこれは偽造したからということで、最終的にニセコ町が訴えられたと。じゃあ最初のちゃんと所有してるものがあるわけですね、確実に。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 先ほどから言っていますが、偽造したことを裁判所が認定したのではなくて、移転した行為が無効だったということを認定したということでございます。議事録等は残っておりまして、証拠書類は一部欠けている部分も当然ありますが、ある程度のものは議事録として残っていたものを出されたということでございます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 本当にざっくりと、言葉の定義としては間違ってるかもしれませんが、ざっくりと申し上げますが、今回訴えた側の主張については、会社が売買する意思がなかった土地を第三者の偽装によって勝手に売買されたと。よって、現所有者とされるニセコ町の所有権は私どもの会社に戻せと言ったと。そういう訴えをしたということです。ちょっと言葉の定義は置いといてください。それから原告であるニセコ町の主張は、そもそも今訴えているところに代表権が本当にあるのか、ないのではないかということも含め、今の訴えがそもそも無効であるということ。それから、先ほど申し上げた善意の第三者であるということもあり得るということで、それらの主張をさせていただいたのですが、判決では原告に代表権があると、それから勝手に手続されたとの主張が正しいのではないかと類推されると。言葉の定義は許してください、違うかもしれません。勝手に手続されたって主張が正しいのではないかと類推をされたことで、所有権を戻せという判決になったということでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件は承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第1号 請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の件から、日程第9、議案第3号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは引き続きでございますが、議案の6ページをお開きいただきたいと思います。

日程第7、議案第1号 請負契約の締結（新ニセコ消防庁舎建設工事（建築主体・電気設備・機械設備））について御説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的 新ニセコ消防庁舎建設工事（建築主体・電気設備・機械設備）

2、契約の方法 分担施工方式（乙型）随意契約

3、契約金額 20億7,875万8,000円。

4、契約の相手方 泰進等異業種特定建設工事共同企業体、代表者 札幌市中央区北二条東2丁目1番地16、株式会社泰進建設、代表取締役 戸井宣夫

令和6年10月4日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、地方自治法による5,000万円を超える契約について、議会の議決を求めるというものです。

新ニセコ消防庁舎建設工事にあたり、令和6年3月21日に学識経験者を含む優先交渉権者選定委員会の審査によりまして、ECI方式の発注による公募型プロポーザルにおいて事業者を選定し、そのうちニセコ町と設計事業者及び施工事業者による三者協定に基づき、高度な技術提案による実施設計を策定いたしました。このことを踏まえ、この施工事業者について、令和6年9月13日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準などから、工事实績を考慮して分担施工方式（乙型）による泰進等異業種特定建設工事共同企業体を指名いたしました。令和6年9月30日に見積合わせを行った結果、消費税抜で18億8,978万円の金額提示があり、泰進等異業種特定建設工事共同企業体に決定をしたものでございます。なお、予定価格に対する見積決定額の割合、いわゆる決定率は99.1%でございます。工事の工期については、議決の後、令和8年3月18日までを予定しているというところでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして7ページ、日程第8、議案第2号 ニセコ町道路線（東山三号通）の認定について御説明いたします。

下記の道路を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

認定する路線認定番号268、路線名 東山三号通、起点 ニセコ町字曾我888番2、終点 ニセコ町大字曾我890番2。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長 片山健也。

次に、ファイルナンバー999-1の3枚目をご覧ください。赤い線の部分、こちらが今回の道路でございます。次のページがその道路の拡大図でございます。

当該路線は町道の認定要件を満たしていることから、町道一号線とミルク工房の大駐車場横のTの字を、右に曲がった部分の道路、赤い線部分でございますが、これを町道路線として認定いただくというものでございます。こちらは現在40名程度の受益者がおり、今後200名近く受益者が増える

という予定でございます。道路延長 274 メートル、道路幅員 5.5 メートル、歩道幅員 2.5 メートルとなります。

議案の第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 9、議案第 3 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算について御説明をいたします。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 549 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 3,342 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 4 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次の 2 ページから 5 ページにかけては記載のとおりでございます。

6 ページ、まず歳入でございます。今回の財源につきましては、20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 549 万 2,000 円を充当いたします。そのために計上してございます。これによりまして、前年度繰越金の留保額は 4,575 万 4,000 円となります。

続きまして 7 ページです。2 款 1 項 1 目 8 節特別旅費 9 万円。こちらは、上下水道事業の D X 推進に必要な情報収集を目的として、神戸市で開催される 2024 神戸水道展、下水道関係システム等の展示会でございますが、これに参加するというための補正でございます。1 名の参加でございます。

その下、6 目企画費 8 節普通旅費 85 万円は国際交流員 1 名が任期途中で退職し、新たな国際交流を補充するため 1 名の赴任旅費、それから全国市町村国際文化研究所、通称 J I A M と言っておりますが、こちらで行われる新人を含む国際交流員の研修参加に伴う旅費 3 名分でございます。これを増額補正いたします。

その下、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助 299 万 9,000 円は、冬季運行を予定しているニセコ周遊バスについて、当初は 12 月上旬から 2 月末の 91 日間の運行を予定しておりました。しかし、観光客のニーズに合わせて 12 月上旬から 3 月中旬まで運行期間を延ばすということから、補正を計上させていただいているというところでございます。なお、当該費用は宿泊税充当の予定とさせていただいております。宿泊税を充当する事業については、今後使途が決まり次第、全事業をまとめて財源振替をさせていただく予定としております。

その下、国際交流推進協議会補助 15 万円。当初予定していなかった国際交流員 1 名及び英語指導助手 1 名の帰国により、新たに各 1 名の招致を予定してございます。招致にあたり家財道具など生活支援に係る費用の一部が不足するため、増額補正をさせていただくというものでございます。

その下、訴訟業務委託料 44 万円。先ほど承認第 1 号で御承認いただきましたが、字羊蹄にある町有地に対する所有権移転登記請求事件の判決に不服があるため、顧問弁護士を通じて控訴し、引き続き訴訟対応を委託するための委託料を補正いたします。

続きまして 8 ページでございます。10 款 4 項高等学校費、2 目 10 節修繕料 24 万 8,000 円。農業実

習で使うエアークラウスのビニール巻上機が故障し、交換が必要となるため補正をさせていただきます。

その下、ニセコ高等学校ニセコ高校農場営繕工事 41 万 8,000 円。こちらはニセコ高校農場の車庫のシャッターが故障し、交換が必要となったため補正をするというものです。

7 款 4 目総合体育館費、10 節消耗品 29 万 7,000 円。これについては、外国人観光客の増加によりスキー場ゲレンデ内が混雑する傾向にあることから、各学校のスキー授業支援、それから各スキー大会等開催時にスタッフベストの着用を促し、スタッフの安全管理をより高めるため貸出し用スタッフベストを 40 着購入する費用を補正するというものでございます。

最後に、今回の補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、補正予算資料№3 に変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載したしてございます。御審議の参考としていただければと存じます。

これで議案第 3 号に関する提案理由の説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後 4 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 50 分

再開 午後 4 時 5 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 1 号 請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 今回道内でも珍しいと言われている E C I 方式の案件でした。それで先ほど説明の中にありましたけれども、今回の契約を出すにあたって行われた E C I 方式によって三者協定があり、その中で技術提案もありましたということでしたが、その技術提案の内容とその効果というところで若干説明を加えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○消防庁舎整備室長（黒瀧敏雄君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。E C I というちょっと変わった工法をうちの町でやりまして、まだ道内で 3 番目のかたちです。

今回どういう効果があったかということで、当初 18m の杭を 60 本施工するというので最初段取りしていたんですが、今回この E C I 方式で皆さんといろいろ協議した結果、地盤の調査をした中で直接基礎工事という形をとることで、杭をやらなくてもいいのではないかという構造的な判断をいたしました。それで 1 億 8,000 万ぐらい減額することができるだろうと。直接工事をやることによって、山留め支保工というやり方、要は深い基礎をつくるために 3m から 4m ぐらい掘って耐圧版とい

う 50 cm ぐらいの厚みの床をやることで、杭をやらなくてもいいだろうという工法に変えたことが一番大きい減額をつくる要素になったかと思います。それに伴って、冬の防寒関係、除雪関係も含めて大体 2,000 万ぐらいになるんですけども、そういうのが減額になったと。それと電気と機械っていうのはそんなに大きく変わることはないんですが、設計をいろいろ精査した中で、細かく言えば減額していったということで、当初みていた予算が 23 億 6,363 万円だったのですが、このたびの 20 億 7,875 万 8,000 円ということで、今回の見積額の部分で 2 億 8,587 万 2,000 円減額できたという効果がまずあります。それとあと工期でいいますと、1 か月半ぐらい工期を短縮することができたということが、この E C I 方式により主な効果があったかなというところです。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質問はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 1 号 請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 2 号 ニセコ町道路線（東山三号通）の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町道路線(東山三号通)の認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これにて令和6年第7回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (原本自署)